

令和3年

寒河江市農業委員会第11回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会
第 1 1 回総会

日 時 令和 3 年 1 1 月 2 5 日 (水) 午前 9 時 0 0 分
会 場 市役所 1 階議会第 3 ・ 4 会議室

出席委員

1 番 鈴 木 浩 之	2 番 土 田 彦 雄	3 番 渡 辺 裕 之
4 番 新 宮 しのぶ	5 番 眞 木 早百合	6 番 奥 山 浩 二
7 番 芳 賀 宏	8 番 大 泉 孝 彦	9 番 影 沢 政 俊
1 0 番 後 藤 孝 好	1 1 番 氏 家 理 香	1 2 番 菊 地 ひとみ
1 3 番 猪 倉 通 文	1 4 番 相 原 稔	1 5 番 片 桐 道 雄
1 6 番 山 田 和 義	1 7 番 菅 井 孝 一	1 8 番 木 村 三 紀

事務局

事 務 局 長 猪 倉 秀 行	事 務 局 長 補 佐 芳 賀 豊 彦
総 務 主 査 菊 地 亮	農 地 主 査 高 橋 昭 光
農 地 係 主 事 稲 垣 奨	

報告事項

- (1) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について

議事

- (1) 議第 4 5 号 農地法第 3 条の規定による許可処分について
- (2) 議第 4 6 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第 4 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について
- (4) 議第 4 8 号 寒河江農業振興地域整備計画の変更に係る審議について
- (5) 議第 4 9 号 農用地利用集積計画書の審議について
- (6) 議第 5 0 号 非農地証明願の審議について

木村議長 ないようですので、ほかに事務局からありますか。

事務局（農地係主事） ありません。

木村議長 それでは、早速議事に入ります。

議第45号から議第50号までの議案について一括上程します。

（1）議第45号「農地法第3条の規定による許可処分について」

（2）議第46号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」

（3）議第47号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」

（4）議第48号「寒河江農業振興地域整備計画の変更に係る審議について」

（5）議第49号「農用地利用集積計画書の審議について」

（6）議第50号「非農地証明願の審議について」

以上、議第45号から議第50号まで一括上程します。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。菅井会長職務代理人、報告をお願いします。菅井会長職務代理人。

菅井会長職務代理人 はい、議長。17番、菅井です。

去る11月18日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会に関わる案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として寒河

江農業振興地域整備計画の変更に係る案件2件と、非農地証明願案件4件の合計6件を審査しました。

初めに、議第48号「寒河江農業振興地域整備計画の変更に係る審議について」、順位7番、西根地区大字石川下の農家住宅建築のための指定区画変更判定です。計画どおりであれば特に問題ないと判断しました。

次に、議第50号「非農地証明願の審議について」、順位5番、柴橋地区大字柴橋字台下の案件、順位6番、寒河江地区丸内3丁目の案件、順位7番柴橋地区大字平塩字沖の目の案件。そして順位8番、寒河江地区元町2丁目の案件です。いずれも20年以上農地として利用されていないことが明らかで、非農地と判断できる場所でした。

その他、申請された案件については全て異議なしとされたところです。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

それでは、ただいまから地区審査に入ります。審査時間につきましては30分程度としまして、9時45分までとします。

それでは、地区審査の間、暫時休憩します。

休憩 午前 9時11分

再開 午前 9時48分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第45号「農地法第3条の規定による許可処分

について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、山田委員、お願いします。山田委員。

山田委員

はい、議長。16番、山田です。

議第45号「農地法第3条の規定による許可処分について」。

5ページ、6ページになります。

(議案書順位57番朗読)

11月13日に、片桐委員と小野推進委員で現地の確認を
してまいりました。申請地の場所は、私の町内会の石持、あ
りますが、高松方面へ向かって上原自動車工場があるんです
けれども、その先、信号機がありまして信号機を左折した2
0メートル先の右下、道路が高い右下奥の申請場所になりま
す。譲受人の■■■さんの耕作地がその緑の農地になっており
まして、サクランボと桃の併用農地で赤い申請地と並んでい
てなかなかその場所が耕作不便ということもあって、■■■
さんと並んでいる農地の関係上、面積の経営拡大を含めて今
回の申請になったということでもあります。なお、事前審査会
の地区審査でも異議はございません。よろしくをお願いします。

(議案書順位58番朗読)

これについても、同日片桐委員と小野推進委員と現地調査
を実施してまいりました。このたびの申請の場所については、
寒河江の本楯地区やすらぎの里から東へ約200メートル進
んだ先の位置に申請しています。現地申請地には既にワイン

用加工ブドウが植栽されておまして、以前から譲受人の
さんと賃貸借で耕作していたわけでございますけれども、
さん、96歳という非常に高齢でありますので、面積の
縮小を図りたいという観点から、ちょうど申請地の隣が
さん、サクランボの樹園地と並んでおりますので、一緒に経
営管理をしていくという観点から、あたりも非常にきれいで
るので、何ら問題はないということで確認してまいりました。
なお、事前に寒河江地区審査でも異議はございません。

(議案書順位 61 番朗読)

これについても、同日、片桐委員と小野推進委員にて現地
の確認をしてまいりました。申請地は石持地区であおぞら保
育園がございます。並んで、このたびの申請で譲受人の
さんの自宅が並んでいます。そのさんの自宅の裏が自分
で耕作している雨よけハウスサクランボがあるわけですが
けれども、さんにおいても先ほど申し上げたとおり81歳と
いうことで、高齢化に伴いこのたびの売買に至っています。
ちょうどさんも農業やっていますので、並んだサクラン
ボの土地も管理しているということで、何ら問題はないだろ
うということで確認をしてまいりました。なお、地区審査、
事前審査会でも異議はございませんのでよろしくお願いま
す。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、芳賀委員、お願いします。芳賀
委員。

芳賀委員

(議案書順位 60 番朗読)

場所ですけれども、陵東中学校、この紫色が陵東中学校でその左側が体育館になっています。その体育館の西側ということになりまして、その西側に赤い部分、それが今回の3条、60位の案件になります。

その黄色の部分につきまして、■■■■さんが内回りバイパスの買収に伴いまして、そこに兼用住宅等を建てるという計画がありまして、それに合わせてその■■■■さんの土地を購入したいということでもあります。周りは農地で、周辺農地にも影響はないということで、11月12日に土田委員、そして斎藤推進委員と確認してまいりました。事前審査、それから地区審査でも問題ないということでもありますので、以上でございます。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、柴橋地区、大泉委員、お願いします。大泉委員。

大泉委員

はい、議長。8番、大泉です。

(議案書順位59番朗読)

実は、こちらの譲渡人は今年3月に所有者がなくなってその奥さんに相続したんですが、その奥さんも4月に亡くなったということで、2人には子供がいなくて奥さんの実家というか、姉の実家が中山町の■■■■さん、譲渡人は非農家のため、中山在住で非農家のために元の所有者の親戚であるこの■■■■さんに渡したいということです。場所なんですけど、2つのうちの1つが、柴橋小学校から西のほうに行って円福寺に向かっていきまして、そちらの道路ですね。そこに譲受人の■■■■さんの自宅があります。その■■■■さんの自宅のすぐ隣で申請地なんですけれども、奥山委員と渡邊推進委員と13日現地

調査を行って、申請どおりであれば何ら問題ないと判断してまいりました。

もう一方の申請地は、これも陵南中から大江方面に向かうバイパスの手前から小学校へ行く金谷地区のほうに向かう道路との基点から30メートルぐらい行ったその先ですね、左に曲がると。上のほうの道路、農道あるんですけども、その先になります。15日に私と奥山委員と渡邊推進委員で現地を調査してまいりました。何ら問題ないと判断してまいりました。地区審査、事前審査会でも何も問題ないということで帰ってきました。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査）

はい、議長。

順位57番から61番までの案件につきまして、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、採決します。

議第45号「農地法第3条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第45号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長 次に、議第46号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

西根・三泉地区、芳賀委員、お願いします。芳賀委員。

芳賀委員 はい、議長。

議第46号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、順位6番です。8ページをご覧いただきたいと思います。

(議案書順位6番朗読)

これにつきましては、5条の順位42と同一議案ということでもあります。場所ですけれども、さっき3条で説明しました関連になります。陵東中学校体育館の西側の赤い部分がその案件の用地になります。これにつきましては、第8回総会の折に、■■■■さんが内回りバイパスにかかることによって、それを住宅を設置、移転するということになりまして、農振地域の除外ということの申請が、第8回総会で確認されたところです。その土地ということです。そこに住宅を建てるという計画でございまして、11月15日に、土田委員、斎

藤推進委員と現地を確認してまいりまして、第3種農地であるし、周りにも影響ないだろうということで問題ないと見てまいりました。事前審査、地区審査でも問題なしということでございます。報告いたします。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査）

はい、議長。

順位6番は、農家住宅建築のための転用申請になっております。農地区分については当該地から300メートル以内に県の機関が存在するということは農地法上の要件に該当するため、第3種農地です。第3種農地は、原則許可であり、一般基準と併せて問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、採決します。

議第46号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長 全員賛成ですので、議第46号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

木村議長 次に、議第47号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、山田委員、お願いします。山田委員。

山田委員 はい、議長。16番、山田です。

議第47号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、10ページをお開きください。

(議案書順位38番朗読)

場所につきまして、高瀬山元自動車学校跡地のちょうど道路向かいになっております。申請理由については、譲受人青山建設株式会社の業務拡張により現在の紫の場所、現在資材置き場になっていますが、狭くなったということで、黄色の部分、隣接地を取得して各資材置き場として使用することでこのたびの申請に上がっております。申請のとおりであれば、何ら問題ないということで確認してまいりました。なお、11月13日に、渡辺委員、小野推進委員で現地調査を行っております。この案件については事前審査会、地区審査会でも異議はございませんでした。

(議案書順位40番朗読)

場所につきましては陵南中学校へ向かった仲谷地地区内の歯科医院の交差点を左折しまして、その先50メートル先の

黄色で染まった場所になります。周囲は既に住宅等が立ち並んでおりますので、申請のとおりであれば何ら問題ないということを確認しておりますけれども、実はこれ7月に既に申請で許可となっておりますけれども、この申請分の融資の関係で■■■さん1名で申請していたわけですが、融資の関係でほか1名、奥さんの名前も連名した中での再申請ということでもありますので、何ら問題ないのかなと思って見てまいりました。

(議案書順位41番朗読)

11月13日に、片桐委員、小野推進委員で現地の確認をしてまいりました。場所申請地については黄色の部分であります。現在、借人の■■■さんは東根に在住しておりますけれども、寒河江地区へ居住したく奥さんのお父さんの畑を使用貸借して住宅を建築するための申請になっております。ただ、その申請地については周りが西のほう、ちょうどそこですね、サクランボ雨よけテントが立っています。サクランボが主体となっています。西のほう。南のほう、果樹のマークあるんですけれども、ここはカキ畑。東のほうが元農業委員の■■■さんのリンゴ畑と、申請地の文字が書いているところが雨よけテントハウスが立っているわけです。これからサクランボの収穫をしていくには当然消毒作業、これからも雨よけテント被覆作業、収穫作業、1年間かかるので、住人、農家両サイドとも支障が恐らく100%出てくるということで、実は事前審査会でもいろいろお話をさせていただいて、所有者の方とは確約書は取っているよということで、事務局のほうからは確認しています。ただ、その後いろいろ個人的に調べてもらったり調べたりした結果、その耕作者は話を聞いていなかったと、初めて分かったということでもありますので、やは

り、耕作者からすればこちらの話がとても要るんじゃないかということであったわけです。よってこれから進める段階で、前々回の総会でも農地の周りの住宅建てる際の検討がなされていきました。その中での申請、確約書が必要だよということで、あとで農業者が苦しい立場になってくると、一応耕作者からもきちんとお話をさせていただいて、進めていただいたらどうかということで地区審査のほうで話があったようです。よって、こちらに何ら問題ないと、今まで申し上げたわけですが、今回十分にやはり地権者ともう一度、その借人と貸人とお話をした上で進めていただければということで、地区審査、個人的にも思うところがありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、芳賀委員、お願ひします。芳賀委員。

芳賀委員

はい、議長。

(議案書順位 39 番朗読)

場所は陵東中学校の校舎があります。その校舎の北側のほうに住宅地があつて、黄色い部分はその申請地という形になります。ここにつきまして、11月15日に土田委員、斎藤推進委員と現地確認してまいりました。周りにはもう既に住宅街になっておりまして、その黄色の部分の道側に果樹のマークになっているようですけれども、そこはもう既に宅地分譲されておりまして、ほぼ完売の状態になっておりまして、周りにもう農地がないという状況ですので、問題ないだろうと

判断してまいりました。地区審査、事前審査でも異議ございませんでした。

(議案書順位 4 2 番朗読)

陵東中学校の体育館の西となりで、その赤になっている部分になります。ですので、赤の部分とそれから緑の部分は軽部さんの土地ということになります。これ、同じ案件でありまして黄色の部分と赤の部分に住宅地、農家住宅兼作業小屋を建てるという計画でありますので、これにつきましても 11 月 15 日に現地確認してまいりました。既に農振地域から除外されている部分でもありますし、問題ないだろうというふうにして判断してまいりました。地区審査、事前審査でも異議ございませんでした。

以上でございます。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、白岩地区、眞木委員、お願いします。眞木委員。

眞木委員

はい、議長。5 番、眞木です。

10 ページに戻っていただきます。

(議案書順位 3 7 番朗読)

順位 3 7 番について、11 月 14 日、木村会長と白岩地区農業委員、推進委員全員で現地を確認してまいりました。場所は、田代小学校のところをずっと手前に上っていただいて左側に曲がって、その道沿いの南側赤いところです。その道の向かい側に申請人の木村さんの住宅があります。現在申請人の祖父が暮らしていた家をリフォームして、農産物を売っ

たり、焙煎コーヒーを飲めるような場所を造っている最中です。その農産物販売所の駐車場が狭いため、利用するお客様用従業員用スペースを増設したいと検討していたところ、敷地前の土地を貸人の高橋さんが無料で貸してもよいということになり、今回の申請に至ったということです。申請のとおりであれば、周辺農地への影響はないと思われます。地区審査では異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（農地主査）

はい、議長。

まず、順位37番は農産物販売所駐車場のための転用申請になっております。当該地は農用地区域内の農地ですが、既に寒河江農業振興地域整備計画における区分が農地から農業用地へと変更されているため、当該転用目的の用途と適合しており、問題ないと考えます。

続いて、順位38番は、資材置き場拡張のための転用申請になっております。7月の総会で農用地区域除外に係る審議について上程し、農用地区域から除外された農地です。当該地は10ヘクタール以上の一団の農地区域にある農地で、第1種農地に該当します。立地基準については当該地が既存施設に隣接しており、拡張部分の面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないため問題ないと考えます。

続いて、順位39番は宅地造成2区画のための転用申請になっております。当該地は、都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。なお、宅地造成のみの転用は原則不許可ですが、都市計画区域内内の用途地域にあ

る農地であれば、農地控除を例外的に認められております。

続いて、順位40番、一般住宅建築のための転用申請になっております。当該地は同じく都市計画区域内の用途地域内にある農地で、第3種農地と判断します。

続きまして、順位41番、一般住宅建築のための転用申請になっております。これも、3月の総会に農用地区域除外に係る申請について上程し、農用地区域から除外された農地です。農地区分については10ヘクタール以上の一団の農地区域にある農地でありまして、第1種農地に該当します。立地基準については、既存集落への接続が認められるため、問題ないと考えます。ここで、補足ですけれども、一応隣接所有者の■■■さんと事業者の■■■さん、両方から同意書を会長宛てにもらっておりますが、確かに耕作者、所有者でなくて耕作者の方からの説明というのは事務局からしておりませんでしたので、直前ではありますけれども、■■■さんの代理人を通して立面図とか平面図とか、土地利用計画書とかを耕作者に提供しまして説明していると聞いているところであります。

続きまして、順位42番、農家住宅建築のための転用申請になっております。これは、議第46号の農地法第4条順位6番と同じ案件です。農地区分については、同じく第3種農地と考えます。いずれも、農地転用許可一般基準調書に基づく調査の結果、不適な事項はなく問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入りますが、先ほど山田委員の報告の中でありました今説明にもありました41番、隣接して周りの耕作者の方の配慮も必要じゃないかということでもありますので、ここで皆さんの意見を聞きたいと思っております。振興常任委員長の相原常任委員長。

相原常任委員長　　そうですね。営農継続するためにはやはり耕作している人が理解しないと、そこは高瀬山にどんどん住宅地が迫ってきているところだと思います。かなり難しい話だと思います。

木村議長　　農地常任委員長の土田委員長。

土田委員長　　こういった案件はこれからも恐らく出てくる可能性はありますし、話合いが必要になってくるんじゃないかと思います。どういった形で制度化していくのか検討が必要ではないかと思います。

木村議長　　といった両委員長の意見でありますので、皆さんほかにこれについて意見ある方。片桐委員。

片桐委員　　15番、片桐です。

この申請地で見えていただいて上のほう、方向とすれば北側の角地ですけれども、角地がそうです。遺跡の跡地ということなんですけれども、ここがスタート地点で道路が二つ、二股に分かれております。両方とも2メートル幅ということで宅地を建てる、住宅を建てるとするならば折半ということで2メートルですから両脇を広げるといって1メートルずつ畑も含めてステップアップしないと宅地にできない申請地になります。そこら辺のところ、遺跡なものですから、それが可能であるかというところでは。

もう一つ、北側に2つの建物があるんですけども、それ、アパートです。私、近いって言えば近いんですけども、子供さんがここに結構いらっしゃるということで、先ほど消毒の関係で結構その周り、申請地より南のほう、高速に向かったの耕作者、かなり気を遣ってというか苦情に対して、じゃ

あこうしますということで、消毒とかそういった日にちを指定して承諾を得てしているというのが、現状なんですけれども、なかなかそこもです。子供さんもいらっしゃるとというのが厳しい。

あと、もう一つは申請地を横に走っている2メートル幅のところなんですけれども、ここ通学道路じゃないんですが、実質的に陵南中学校から元町4丁目に行くにはその2メートルの道路を行かないと4丁目に行けないんです。仲谷地から。だから、そこら辺のところも危惧して、現状も危惧していただきたいというのが2件。

もう一つは、この地図には出ていませんけれども、申請地の左側、向かって右側、二股に分かれていますけれども、申請地から二股に分かれていますけれども、申請地から50メートル先に1軒、家あるんですけれども、20年ぐらい前に左側にも借家、2棟だか、家あったんですけれども、20年前ですから私も証明はできないんですけれども、結構消毒はそういったものがあるということで、借家の人たちは入らなくなって結果的に今現在1棟だけ残って、前あったのは耕作している■■■さんの資材置き場というか小屋みたいな形で使っているんですけれども、昔話して恐縮なんですけれども、20年前にはそこにも住宅もあったんですけれども、今は撤去しているという状況で、だから耕作者にとっては厳しい、住むとしても、本当の隣接地だから納得していただくのが前提にはなるんでしょうけれども、住む方はその辺のところを理解しているのかなという、余計なお世話の心配でしょうけれども、周りはそういう環境の中にある土地だということをご理解していただきたいなど。

木村議長

分かりました。ほかにありませんか。

どうぞ。

事務局

事前審査会の時もお伝えしましたが、道路、2メートル幅の道路、建築基準法についてはクリアしています。あと、次、転用地に隣接します耕作者が所有者からの同意いただいていますけれども、本件につきましては先ほど言った除外の申請の転用申請者のほうからの農業に対する理解につきまして、5月の総会時に先ほど申した同意書の様式にて転用申請者の方からも同意を本件についてはいただいております。

その中におきまして、まず転用計画、作成する際に併せまして提出いただいております被害防除計画というものがありますけれども、そちらのほうを順守していただく。なお、隣接する農家の方にもよく話しまして、農作業についてはできる限りご配慮いただくなどを盛り込んでいます。

以上であります。

木村議長

ありがとうございます。やはりこういう問題は、さっき土田委員長が言われたようにこれからも起こり得る事例だなと思っております。その中で、我々農業委員会としましては、転用されたものを審議して法律上は許可しなくてはならないというものはありましようけれども、やはり農業委員会は農業者の利益を守るということもありますので、そういったところについては十分な話し合いをもって、互いの利益のために尽くしていかなければならないんじゃないかなと思っておりますので、今後ともひとつよろしくお願ひしたいと思います。ほかにございませんか。

(発言なし)

木村議長

なければ、採決採ります。

議第47号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書

の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

木村議長 眞木委員、反対。

眞木委員 今の、特に話し合った件だけ保留にしてもらってもいいのかなと。41番の件はまだ耕作者とは話合いの途中だという話を聞いたので、その件だけ私は反対しました。今一括で賛成か反対と言われたので、手を挙げませんでした。

木村議長 どうですか事務局。その辺、どうですか。取下げとか保留などできますか、41番の件ですが。お隣の耕作者の方の理解が得られるまで保留にして来期に回すということできますか。

事務局（農地主査） 耕作者の理解を得られたというのをこちらで、事務局で確認して、それまで進達を保留して、確認得た、大丈夫だということになれば進達ということではいかがでしょうか。

木村議長 眞木委員、どうですか、今事務局のそういった方向でいいですか。

眞木委員 それでいいと思います。

木村議長 それでは、そういった条件で採決します。そういった条件面でも、41番についてはそういった中で、その他の案件について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第47号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」は、41番を除いて原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第48号「寒河江農業振興地域整備計画の変更に係る審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

西根・三泉地区、芳賀委員、お願いします。芳賀委員。

芳賀委員

12ページをお開きください。

(議案書朗読)

場所が、その赤いところですよ。大きくしてもらって。その赤いところが申請地になりまして、その緑色のところがさんの、今住まいしている住宅になります。その緑のところから赤いところにかけてバイパスが通過するということで、買収されております。この事由の詳細のところにもありますけれども、事業計画者は市道、内回りバイパスの用地買収に伴って住宅の建替えが必要になりました、土地選定に当たっては所有する農地との位置関係や長年居住した地域コミュニティとの関係性、建替え後の農業経営への影響を鑑み、現在の住居に隣接する当該地を選定したということで、その隣接したのが赤いところということです。そこに住宅を建替えする計画ということでありまして、農振地域になってございますけれども、そこをまず農振計画から除外するという申請になります。ここにつきましては、11月18日に事前審査会の折に現地を確認してまいりました。住宅、下側の集落に

なりますけれども、その住宅の中にある農地でありまして、その一角が例えば住宅地になったとしても、何ら周辺農地にも影響ないだろうということでもありますので、問題ないだろうとして皆さんで判断してまいったところでもあります。なお、地区審査でも異議ございませんでした。

以上でございます。

木村議長

ありがとうございます。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査）

はい、議長。順位7番は大字西根字石川下に所在する農地であり、農用地区域に指定されている農地です。農地選定事由書によれば、近隣の候補地を数か所検討した結果、当該地以外に適地はないと判断できました。以上より、当該地を農用地以外の用途に供することが必要かつ適当であり、かつ農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号に定める要件を満たすことから問題はないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございます。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について発言がある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、採決します。議第48号「寒河江農業振興地域整備計画の変更に係る審議について」原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第48号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長 次に議第49号「農用地利用集積計画書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、山田委員、お願いします。山田委員。

山田委員 はい、議長。16番、山田です。

議第49号「農用地利用集積計画書の審議について」、17ページをお開きください。

(議案書朗読)

18ページの集計表をご覧ください。

令和3年11月の集積の計画集計表であります。属地集計になっておりますけれども、うち農地中間管理事業、寒河江、筆3件、面積計0.45ヘクタール、田0.19ヘクタール、樹園地0.25ヘクタール。合計を申し上げますと、同じく寒河江で筆数が3件、面積が合計で0.4、田が0.19、樹園地が0.25。中間管理事業のうち、1筆は属地の上では西根地区でありますけれども、属地周辺寒河江地区となりますので寒河江地区報告となります。農地中間管理事業案件については、いずれの農地も市街化区域外であり、地区の担い手等に貸出ししているため、農地中間管理機構へ集積する農地に適していると判断しております。地区審査でも異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、芳賀委員、お願いします。芳賀委員。

芳賀委員

はい、議長。先ほどの集計表についてですけれども、属地集計では寒河江地区となりますけれども、先ほど寒河江地区担当の山田委員より説明があったとおりでございます。

以上でございます。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、影沢委員お願いします。影沢委員。

影沢委員

はい、議長。9番、影沢です。

16ページをお開きください。

(議案書朗読)

続いて18ページの集計表をお願いします。

ナンバー6、面積、畑が0.6ヘクタール、合計0.6ヘクタールです。

譲受人が認定農業者であり、樹園地として耕作するもので問題ないと判断しました。地区審査でも異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査） はい、議長。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ほかにないようですので、採決します。

議第49号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので、議第49号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第50号「非農地証明願の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、山田委員、お願いします。山田委員。

山田委員

はい、議長。16番、山田です。

議第50号「非農地証明願の審議について」、20ページ

になります。

(議案書順位 6 番朗読)

場所は、ご覧のとおりとなります。

(議案書順位 8 番朗読)

場所は、左沢線踏切を渡りまして、中部小学校の裏になっています。なお、11月18日の事前審査会で皆さんで現地の確認を実施しましたが、問題ないと確認しました。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、柴橋地区、大泉委員、お願いします。大泉委員。

大泉委員

はい、議長。8番、大泉です。

非農地証明願の審議について。20ページ。

(議案書順位 5 番朗読)

場所は、後藤電子というのは西寒河江から大江に向かう道路なんですけれども、柴橋を通過して、大江方面へ向かっての後藤電子の会社のすぐ裏手になります。それで、18日の事前審査会で皆さんと回って現地を調査したところ、何ら問題ないということで行いました。

以上です。

(議案書順位 7 番朗読)

場所は、セブンイレブン平塩の大体500メートルぐらい手前の場所になります。それも18日の事前審査会で皆さんと現地を調査し、申請どおりで何ら問題ないということでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査）

はい、議長。

農地法上の許可要件については、特にありません。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第50号「非農地証明願の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので、議第50号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

これで、本日上程された議案については全て議決されました。

た。

以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。ご苦勞
さまでした。

閉会 午前10時53分

令和3年11月25日

第11回総会 議長.....木村三紀.....

議事録署名委員 3番委員.....渡辺裕之.....

議事録署名委員 15番委員.....片桐道雄.....